

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) との二者間会合の概要

ASBJ 常勤委員 かわにし やすのぶ
川西 安喜



はじめに

2018年7月11日に、企業会計基準委員会 (ASBJ) と欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group ; EFRAG) の代表者による会合がブリュッセルで開催された。ASBJは、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議等の機会を利用して、これまでも非公式にEFRAGとの情報交換及び意見交換を行ってきたが、より効果的な議論の機会を設けるため、十分な時間をもって議論を行うという趣旨で定期的に二者間の会合を行っており、今回が4回目となる。今回の会合は、それぞれで進められているIFRS基準のエンドースメントの動向や、それぞれが取り組んでいるリサーチ・プロジェクト及び国

際会計基準審議会 (IASB) で進められているリサーチ・プロジェクトについて、情報交換及び意見交換が行われた。

ASBJからは小野委員長、小賀坂副委員長及び筆者が参加し、EFRAGからはAndrew Watchman 技術的専門家グループ (Technical Expert Group ; TEG) 議長兼 CEO、Patricia McBride テクニカル・ディレクターほかスタッフが参加した。

本稿では、EFRAGの代表者の発言を中心に議論の概要を紹介する。

今回の会合では、以下の議題について、情報交換及び意見交換が行われた。

- それぞれの近況報告
- リサーチ活動の報告
- IFRS 第17号のエンドースメント
- 資本の特徴を有する金融商品 (FICE)
- 基本財務諸表
- 開示原則

議事概要

(1) それぞれの近況報告

EFRAGの代表者から、外部の関係者にEFRAGに対する評価を求めた結果について紹介があった。引き続き、高品質のリサーチを通

じてIASBの意思決定プロセスに影響を与えることを最優先にすべきであるとの意見が寄せられる一方で、より広範な企業報告(wider corporate reporting)も扱うよう、業務の範囲を拡大すべきであるとの意見が寄せられたとのことである。また、これを受け、英国財務報告評議会(FRC)のラボをモデルとした欧州企業報告ラボをEFRAGにおいて設置する予定であることが紹介された。

(2) リサーチ活動の報告

① 資本性金融商品

資本性金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについては、第2フェーズとしてFVOCIオプションが認められている資本性金融商品のリサイクルリング及び減損についてディスカッション・ペーパーが公表され、ASBJもコメントを提出している。今回の会合では、EFRAGの代表者から、第3フェーズに取り組む予定があることが紹介された。第3フェーズでは、取得原価と公正価値以外の代替的な測定属性の可能性について検討が行われる予定であるとのことである。

② 年金

年金に関するリサーチ・プロジェクトでは、年金資産のリターンに支払額が依存する確定給付制度の会計処理が検討されている。EFRAGの代表者から、IAS第19号「従業員給付」の根本的な見直しは考えておらず、プロジェクトの範囲はIASBのリサーチ・プロジェクトとほぼ同じであることが紹介された。

③ アジェンダ・コンサルテーション

EFRAGが将来、取り上げるべきプロジェクトについてアジェンダ・コンサルテーションが行われている。EFRAGの代表者から、TEGにおいて議論した結果、次の項目を取り上げる

よう、EFRAGのボードに提案することが決定されたことが紹介された。

- デジタル資産
- 変動する支払い及び条件付きの支払い
- 無形資産に関する情報の改善
- 持分法

(3) IFRS第17号のエンドースメント

EFRAGは、年内にIFRS第17号「保険契約」に関する最終のエンドースメント・アドバイスを公表すべく、手続を進めている。EFRAGの代表者から、もともとエンドースメント手続に時間がかかる上に、来年は欧州議会の選挙も控えており、欧州においてIFRS第17号のエンドースメントが完了するまでにさらに時間がかかる可能性があることが紹介された。

(4) 資本の特徴を有する金融商品(FICE)

IASBが2018年6月にディスカッション・ペーパー(DP/2018/1)「資本の特徴を有する金融商品」を公表したことを受け、初期的な分析に基づき意見交換が行われた。

(5) 基本財務諸表

IASBの基本財務諸表プロジェクトにおけるこれまでの暫定決定について意見交換が行われた。EFRAGの代表者からは、営業利益を定義することは困難であるものの、利息・税金前利益(Earnings before Interest and Taxes; EBIT)を定義することは可能ではないかとの意見が紹介された。

(6) 開示原則

IASBの開示原則プロジェクトにおけるこれまでの暫定決定について意見交換が行われた。EFRAGの代表者からは、会計基準レベルのレビューを行うべき会計基準として、IFRS第13

号「公正価値測定」、IFRS 第7号「金融商品：開示」、IFRS 第3号「企業結合」、IAS 第12号「法人所得税」及びIAS 第19号「従業員給付」が挙げられていることが紹介された。

おわりに

米国のトランプ大統領が訪問した時期と重なったこともあり、ブリュッセル市内が厳重警戒の中、会合が行われた。アウェーでの会合にはASBJの研究者が参加できないという欠点がある一方で、EFRAGのスタッフと話ができたという利点があった。次回はホームの日本で会合を実施する予定である。